

◎開会及び開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

ただいまから平成23年第3回横手市議会4月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎会議録署名議員の指名について

○石山米男 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、24番佐々木喜一議員、25番佐藤功議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○石山米男 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎報告第13号～報告第35号の上程、質疑

○石山米男 議長 日程第3、報告第13号専決処分の報告についてから、日程第25、報告第35号専決処分の報告についてまでの報告23件を、一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで日程第3、報告第13号から日程第25、報告第35号までの23件の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第26、同意第1号副市長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を

省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第1号副市長の選任についてでございますが、次に申し上げる者を横手市副市長に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所は、横手市百万刈字下根田83番地。佐藤良吉氏。昭和26年2月10日生まれでございます。

地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第1号を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第27、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 議案書の49ページからになります。

ただいま議題となりました、承認第2号横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく、減収補てん措置にかかわる省令の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

51ページをごらんください。

第2条第1項中、課税免除の適用期限を平成23年3月31日から平成25年3月31日に改めるものでございます。

附則では、施行日を平成23年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第28、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 議案書の52ページからになります。

ただいま議題となりました承認第3号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に

つき承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認を得ようとするものでございます。

54ページをごらんください。

第2条第2項では、基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、第4項では、介護納付金課税額の課税限度額を10万円から12万円に改正するものでございます。第25条の条文でも限度額を同様に改正しております。

また、附則では、本条例の施行日を平成23年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 改正の要旨の中で、地方税法施行令、これ一部改正だと。この中で、政令が出たけれども、これは必ずやるべきものでなくて、地方自治体独自の判断に、私はよるべきものだと思っております。そういう部分の中で、なぜまた、昨年度5万円引き上げられている中で、今回4万円の引き上げが必要だったのか、まず、そのことについてお聞きいたします。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいまのご質問につきましては、地方税法の政令改正が行われたということで、それに合わせて、当市の国民健康保険税の付加限度額を、それに倣って引き上げるという専決処分のご承認を求める件でございましたけれども、この付加限度額の引き上げにつきましては、議員おっしゃいましたように、それぞれの自治体の判断だというのは一つございます。しかしながら、医療費がやはり上がっている、あるいは所得が少ない方がどんどん国保に入ってくるというような現状の中で、中間層の負担率が非常に高まっている。そういう形の中で、今回の改正につきましては、何と申しますか、付加限度額を超えている方々から応分の負担をいただくという形の改正でございますので、市の判断といたしましても、地方税法の改正にのっとりまして改正するべきだということで専決処分をさせていただいたという状況でございます。

ちなみに昨年は5万円ではなくて、引き上げ額は今年度と同様に4万円の引き上げという形になってございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 ほかに。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 失礼しました。そうですね、平成21年69万円から73万円ですね。その部分、ずっと見てみますと、この課税限度額が平成17年合併当初から61万円でした。平成18年が62万円、平成19年65万円、平成20年が後期高齢者制度の導入等もありまして68万円、平成21年が69万円です。平成22年、要するに昨年度ですけれども73万円、そして今、77万円にしようとなさっている。これが合併以来、

61万円から77万円、これは126.22%なんですね。そうすると、ここの地域の中で、個々の応分の負担をと言いましたけれども、所得が4分の1、あるいは半分のほうがずっといいのですけれども、所得がそういう上がっている状況の中で応分の負担をお願いするというのは、それは筋だと、しかしながら、課税所得がどんどん下がっている、医療費が上がったから応分の負担をと、そこの部分はかかったから取るという感覚だけではないか。非常に、この2年間で8万円ですよ。私が毎年言っているとおり、これかけるのにどれぐらい難儀をしているか。そこのことを思ったら非常に安易な、その政令が変わったからといって改正をすると、それも増額の、そこに走ってしまうのはいかなものか。昨年度、市長が、私からすれば賢明な判断のもとに、ありがたかったことに法定外繰り入れ2億5,000万円を入れてもらった。3分の1の市民のためにという限定のもとにですけれども、私はその3分の1要綱については違うと思っているんですけれども、そこの部分の中で、よかったと思う以上に、それがねばもっと高くなるという話もあるんですけれども、この限度額が上がることによって、非常にここの地域が特別に所得の高い地域であれば、今言ったとおりの理由づけでいいんだけど、所得がない中でのその医療コストの増大による安易な転嫁、ここのことについて今のようなやり方でいくと、今年度限りでなくて来年度もまた上がるのかと、国民健康保険をかけるために生きているのかと。確かに医者はいない無医村地域からすれば、非常にここの地域は、医療、その部分については幸せな地域であります。しかしながら、ここの、要するに経済基盤、所得水準と、ここの医療水準、高度医療を含む医療水準のバランスがとれているのかと、そこの考えなくして安易な転嫁は私は許されないと思うのですけれども、その辺の考えを少しお伺いします。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 今回、そういう形での専決処分ということでお願い申し上げましたけれども、根底にはやはり医療費が高くなっているということと、それから、もう1つは、どうしても個々に加入者の方々が、低所得者の方々が増えてきているという、こういう現状がございます。そういった中で、これは国の1つの考え方なんですけれども、賦課限度額をこれまで上げるための考え方というのは、賦課限度額を超えているパーセンテージがどのぐらいかということに着目をしながら、これまで地方税法なり、あるいは国民健康保険の政令改正などが行われてきております。議員おっしゃいましたように、国保限度額を超えている、当市の場合は約2%ちょっとでございます。しかし全国的には4%というような状況になってございます。それとあわせまして国がやっておりました政府勸奨の関係の保険でございますけれども、今、協会健保になっておりますけれども、国のほうの考え方としては、そちらのほうの賦課限度額が22年度で93万円という形になってございます。そこの部分も勘案しながら国の方ではそういう方向性を出して、今回の改正だということになってございます。

議員おっしゃいましたように、当市におきましては昨年度からいわゆる法定外繰り入れということで2億4,000万円を入れながら、全体的に国保税の税率の軽減を図ってきたという経緯がございます。しかし一方、やはり低所得者が増えている中で、どうしても賦課限度額というのが決まっているわけで

ございますので、本来であれば突き抜けという形になれば、それは所得に応じた負担という形になっていきますけれども、その部分に一定の歯どめをかけてきたというのが賦課限度額の考え方ではなかったかというふうに思います。それを現下の、そういったような医療費が高騰する、あるいは中間層が非常に厳しい状況になっているという中で、負担限度額を少しずつ上げて所得のある方々に負担をしていただくという方向になってきた。それは決して安易な形というよりも、やはり今の現下における、そういった医療環境を取り巻く状況の中で、保険料の負担がどうあるべきかというあたりから出されてきたものではないかというふうに考えておりますし、一定程度所得のある方については応分の負担をお願いをするという形で、こういう形の賦課限度額の引き上げがなされてきたというふうに考えてございます。医療費のいわゆる適正化、あるいは削減につきましても、個々の保険者として最大限努力していくことにつきましては、これからも引き続き行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） まず市民の健康と命を守るという行政の責任の重さはよくわかります。ただ、医療保険、健康保険を上げればいいという理屈にはならないと思うわけです。ここで、3月31日の専決でありますけれども、地方税法の施行令の公布はいつですか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 施行令の公布は3月30日でございます。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 公布が30日で専決が31日です。1日しか違いありません。ですから、この引き上げについて、国民健康保険秋田県連合会、秋田県全市町村全部一緒ですか、これは。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 現在のうちのほうの担当で調査している段階では、秋田県内ではすべて限度額を引き上げるというようなことで入っています。ただ、全部きっちり確認したわけではございませんけれども、限度額を同様に改正するというようなことで担当課では聞いているということでございます。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 30日公布になって31日専決で、全県的にそうだということだけれども、国保連合会でそういう会議を持って全県一斉に引き上げされたのかどうか、いささか疑問を感じるわけであります。

それと、私の意見でありますけれども、政府は、民主党は、選挙のときに後期高齢者医療制度を直ちに廃止すると、だけれども、それから2年たって今なお揺らいでいる。23年から言ったのも、これもまだ定かでない。来年あたりは少しは動きがあるだろうというふうに私は想定しています。そういう関係もありますので、今直ちにこれを引き上げるという理由にもならないのではないのかなというふうに考えます。おかげさんで、私も家内と二人暮らしです。国民健康保険とそれから後期高齢者、おかげで

後期高齢者でありますので、後期高齢者医療保険合わせて百十何万円です、一年間。今年納めました。だから後期高齢者医療制度そのものが、今議論されているさなかでありますから、今急いで専決することはないだろうと。一般的に6月は国保議会と言われておりますので、その場所で議論しても、私は一向差し支えないのではなかったのかなというふうにも思いますので、これは、やるなら来年度でやったらいいのではないのでしょうかと、こういうふうに思います。

それと、地方税法施行令にもこうだと改正ありますけれども、義務規定ではないと思いますので、議会の判断でこれは決めなければならないということですので、この専決についてはちょっといささか疑問もありますので、必ずやらなければならないとなれば議会が議論するわけでありますから、全県一斉にその議論をやったのかどうかという、その経過についてお話を伺いたい。

○石山米男 議長 市民部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 全県一緒に議論をしたのかどうかというお話でございましたけれども、国保連合会は審査、支払いの関係が主たる任務でございますので、その中で各市町村の税率の問題だとか賦課限度額の改正の問題を議論するというような形にはなってございませんが、いずれそこでいろんな情報交換をしながらこれまでは進めてきているというような状況でございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番(田中敏雄議員) 今、専決で出されているわけでありましてけれども、6月議会では国保会計の決算も出てくるわけです。それからでも私はいいような感じもいたしますので、この点については大変重要な問題でありますので、少し考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

終わります。

○石山米男 議長 29番高橋議員。

○29番(高橋勝義議員) 向こう三軒両隣なんですけれども、相反する意見を述べさせていただきます。

給与所得者にしてみれば、常々社会保険という形で健康保険税、あるいは厚生年金合わせて給料から差引かれるわけなんですけれども、国保については、国あるいは市・県などの繰入金などのほかに医療費がかかるということで、さらにその個人の医療費から負担をお願いすると、そういう考え方であろうかと思えます。ただ、私ども社会保険に加入している者にとっては、ちゃんと健康保険、あるいは社会保険をかけているわけでありまして、さらに普通の税金、市民税を我々は払っております。その中からさらに繰り入れをする、あるいは国保税に補助という形で出していますので、我々給与所得者にしてみれば二重の健康保険税の支払い、こういう形になるのではないのか。つまり応分の医療費に対する応分の医療保険税の考え方からすれば妥当ではないのかなと、そういうふうにも考えますので。一般会計繰り入れについては、給与所得者にしてみれば保険税の二重取りだと、そういう考え方を持っておりますので、この件についてもちょっと反対の意見でありますので、よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 いろいろ出てまいりましたけれども、ただいまから……。

【「16番」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 16番。

○16番（佐々木誠議員） 今、議論を聞いておまして、すごくいい議論だったと思います。けど、このままで終わりますと、やはりまたこのような形で進んでいくのではないかと思います。そこでお尋ねしますが、議論することによって、この制度を変えて、こういう形でなくなるようなことができるのかどうか。いろいろ議論がありましたけれども、やはり、このままこのような形でずっと進んでいくのか、そういう点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 こういう状況の中と申しますか、国民健康保険の持っている、その構造的な問題というのを、やはり根本的に解決するような形にならないと、なかなか解決は難しいのではないかと申しますが、ただいずれにしても、現医療保険体制をきちり守って健全に運営をしていくというのが、私たちに課せられた任務でございますので、そういった形で今回の専決の関係につきましても、処分をさせていただいてご承認をいただきたいということでご提案をさせていただいているところでございます。いずれにしても、賦課限度額については国のほうでも1つの目安として、協会健保の賦課限度額の93万円に近づけるような形で持っていこうというような考え方を持っているというのは、今の現状でございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） 限度額、今回の負担が変わらない世帯とか負担減の世帯と、こういうことで負担減の世帯が58.7%あるということのようではございますけれども、具体的には各世帯のどの程度の金額が負担減になるのか、そこら辺を説明をお願いします。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 個人個人がどのくらい負担の軽減になるかということまでは積算をしておりますけれども、議案説明会の際に皆さん方にお渡ししました形では、基礎課税分の関係で、約、国保に加入している方々の58.9%、それから支援金分が58.7%の方々が軽減になりますよというような資料を出させていただいております。そういった関係でいきますと、全体的には700万円弱の金額が負担軽減になるというような試算になってございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 14番。

○14番（堀田賢逸議員） そうすれば700万円を9,934世帯で割ると、そういう理解でいいんでしょうか。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 先ほど申し上げました700万円という数字につきましては、介護分は除いてございます。介護分を入れると1,350万円ほどになりますけれども、議員おっしゃいましたように、そ

ういう形での計算で、一人当たりといたしますか、1世帯当たりの軽減額が出るという形になってございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） あのですね、社会保険の場合は個人が、例えば10万円の給与の場合1万円、社会保険料という形で取られます。もちろん会社も10%取られます。それで何年、二、三年くらい前からかな、前は社会保険は10%の負担料でした。今は30%です。いわゆる国民健康保険と同じであります。国民健康保険の保険料そのものが、例えば社会保険はずっと足りないとか何とかということはなくずっと来ているわけです。で、健康保険の場合はどうして足りなくなっていて、また上げるとか、負担増をしなければいけないとか、その基本的な違いはどこにあるのですか。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 基本的な違いというご質問でございましたけれども、まず大きく保険料の算定の仕方が、同じ医療費払う際にも異なっている。社会保険の場合は標準報酬月額に対して何%という形の計算がされてございます。それは扶養が何人おられても同じような計算になってございます。ただ、国民健康保険の場合は、これは当初できたときからの関係でありましょうけれども、いわゆる医療費分を負担するために、その世帯を中心として国民健康保険税を徴収するという形になってございまして、そういった意味では世帯割ですとか均等割ですとか、それから所得割、場合によっては資産割を導入されている方もございます。そういった形で当初にできたときの法制度の関係で、そういう違いが出てきているのではないかとこのように認識をしております。

以上です。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 地方税法の改正、施行令の改正、これが30日に公布になりました。国保、国民健康保険法とこの地方税法の改正の問題との関連は、これからの議論の素材になると思いますので、その点について少し説明を求めたいと思います。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 国民健康保険のいわゆる医療費に充てるための徴収の仕方が、国民健康保険法では保険料という形で決めてございます。それからもう一つは、国民健康保険税という形で、いわゆる地方税法に依拠した形での保険税を集める。国民健康保険法につきましては、保険料で集めているところはその方式を、そのいわゆる国民健康保険法は保険料、それから地方税法に依拠した場合には国民健康保険税という形の徴収の方式をとってございます、法的な根拠は。ただほとんど大都市になりますと、いわゆる国民健康保険料という形で、これは国民健康保険法の中で規定された形で保険料を徴収するという形になっていますし、県内はすべていわゆる国民健康保険税という形をとってございます。これにつきましては、地方税法の法根拠に基づくという形になってございます。ただ、保険料といわゆる税の違いにつきまして、いろいろ徴収の関係だとか、あるいは何といたしますか、滞納処分との関係だとか、

いろんな税法に基づいて、もう少しきっちりした形での保険税の徴収ができるという形の違いはあろうかというふうに思います。

以上です。

○石山米男 議長 30番田中さん、いいですか。ほかに。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） 限度額と応納応益額の部分についてお聞きします。限度額については、所得割の部分がやはりウェートが高いというふうに思います。現在も、22年度、応能応益の部分の中で50対50、まあ国の指針に基づいてという形の中でやられていると思うんです。そういう部分の中で、今回、限度額を上げていくという形の中で、この均等割、平等割のところも手をつけるという形での、今年6月の方向性、それでいいのでしょうか。そこの部分をどうしても、6月議会のときに出てくると思うのですけれども、方向性だけお聞きしておきます。

○石山米男 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 議員お話ありましたように、国民健康保険税を賦課する際には、応能応益割合に応じて税の計算をしてございます。国のほうで示しておりますのは、いわゆる応能の関係と応益の関係については50対50に下さいという基準がございまして、それに基づきまして、いわゆる所得割につきましては約5割、それから応益割合であります平等割、それから均等割の関係についても35、15%、という形の基準が示されてございますので、それにのっとった形で税の積算を例年してございます。ですから、今回、賦課限度額が上がったことによって、所得の関係が増えることになろうかと思っております。ですから、そのままという形にはならず、応能応益のバランスも考えながら、トータルで国民健康保険税の賦課を考えていくという形になろうかと思っております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第29、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条の第3項の規定により、委員会の付託

を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 議案書の55ページからになります。

ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度横手市一般会計補正予算（第13号）につきまして、平成22年3月24日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。

補正予算第13号につきましては、繰越明許費の補正のみでございます。

予算書の裏の2ページをごらんください。

第1表繰越明許費補正のとおり、2款1項元気の出る地域づくり事業など6件について追加いたしまして、6款1項横手市果樹等雪害復旧対策事業など3件について金額の変更をしております。今回の繰越明許費の追加及び変更につきましては、大雪や大震災により事業が繰り越しとなるもののうち、国・県支出金、過疎債などの繰越手続との整合性を図る必要があるものや、額が大きいものについて専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第30、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第5号についてご説明申し上げます。

議案書の57ページをお開き願います。

平成22年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、平成23年3月24日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の次のページ、1ページをごらん願います。

第1条では繰越明許費の追加及び変更による補正でございます。繰り越し理由につきましては、今冬の豪雪に対処いたしまして、市民生活の安心・安全を確保するため、工事を一時中止させて地域の除排雪あるいは雪おろしを優先させたことや、それから東日本大震災に伴いまして、工事資材や燃料費の調達が困難となったために事業費を繰り越すものでございます。

2ページをお開き願います。

第1表2款事業費1項公共下水道事業費の特定環境保全公共下水道単独事業費200万円を追加するものでございます。また、2款事業費1項公共下水道事業費の公共補助事業費1億4,800万円を1億5,130万円に、同じく特定環境公共補助事業費1,600万円を2,870万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第31、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 議案書の59ページからになります。

ただいま議題となりました承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成22年度横手市一般会計補正予算（第14号）につきまして、平成23年3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条では歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,513万7,000円減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ566億4,731万9,000円に定めたものでございます。

第2条継続費の補正ですが、6ページをごらんください。

第2表継続費補正のとおり8款4項まちづくり交付金事業について、平成22年度分の事業費が確定したことにより、総額並びに年割り額を変更したものでございます。

次に第3条地方債の補正ですが、7ページをごらんください。

第3表地方債補正のとおり、元気の出る地域づくり事業ほか12件について、事業費の確定に伴い起債の限度額を変更しております。

それでは、補正の内容につきまして歳入から説明いたしますので10ページをごらんください。

国からの譲与税、交付金につきましては3月31日付で交付額が確定しております。このうち6款地方消費税交付金では1億4,869万1,000円、9款の地方特例交付金では8,455万4,000円の増額となっております。また、10款の地方交付税では4億8万7,000円の増額となっております。これは特別交付税の決定に伴う増額分でございます。特別交付税につきましては、平成22年度の交付額が18億4,164万1,000円と決定になりました。これは平成21年度と比較いたしますと、2億3,419万円の増額となっております。これは今冬の豪雪による除雪経費の財政需要額が3月の交付額に反映されたものと考えております。14款国庫支出金では1億682万5,000円の増額となっております。このうち今冬の豪雪による幹線道路除雪費にかかわる補助として、平成22年度雪寒地域道路事業補助金が8,300万円交付決定となっております。21款市債であります。起債額が最終的に確定したことにより、9,530万円の減額となっております。

続きまして歳出について説明いたします。

歳出の補正は、国・県補助金、起債額の確定、それから事業費の確定により減額等でございます。

18ページをごらんください。

3款民生費1項6目社会福祉施設費で、介護老人保健施設特別会計繰出金として1,516万円を計上しております。これは老健おおもりが1月からの入所者の減少などにより赤字決算となる見込みとなったため、財源調整のため繰り出すものでございます。

19ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費では、浄化槽市町村整備推進事業特別会計繰出金を、3項1目上水道事業費では水道事業会計出資金を、4項1目病院事業費では横手病院事業会計出資金について、事業費の確定によりそれぞれ減額補正してございます。

20ページをごらんください。

8款土木費2項3目道路新設改良費で、事業費の確定によりくらしのみちづくり事業を462万4,000円減額しております。

21ページをごらんください。

同じく4項1目都市計画総務費のまちづくり交付金事業、7目市街地整備費で横手駅前活性化対策について、事業費の確定により減額補正しております。

22ページをごらんください。

同じく5項1目建築住宅総務費で住宅リフォーム補助事業を、2目住宅管理費で公営住宅管理費を、事業費の確定により減額補正しております。

23ページをごらんください。

11款災害復旧費2項1目道路橋りょう災害復旧費で、道路災害復旧事業では2,675万1,000円を減額しております。これは大森地域猿田南北線の地すべり災の災害復旧について、災害の査定が平成23年度に行われることとなったため、応急対策分を除いた経費について減額補正するものでございます。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費に1億173万8,000円を計上しております。これは今回の補正で歳入歳出の一般財源を調整し残額分について財政調整基金に積み立てるものでございます。これにより平成22年度末の財政調整基金残高は52億2,148万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第32、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました承認第7号についてご説明申し上げます。

議案集の61ページになります。

平成22年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付をもちまして専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めようとするものでございます。

補正予算の内容でございますが、議案集の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算額4億6,632万4,000円に改めようとするものでございます。

初めに歳出についてご説明いたしますので、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目の施設介護サービス事業費は100万円の減額でございます。これは非常勤介護職員の退職に伴う報酬の減額でございます。

その下、2款2項1目通所リハビリテーション事業費30万円の減額でございますが、こちらのほうにつきましても、非常勤介護職員の退職に伴う報酬の減額でございます。

次に歳入でございますが、前に戻りまして4ページの補正予算事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思います。

1款サービス収入から1,646万円を減額いたしてございます。これは通所リハビリテーション利用者の減による382万3,000円、そして短期入所療養介護費収入につきましても94万9,000円、それから施設介護サービス費、入所の関係でございますが、そちらの方の費用と自己負担の費用につきましても、利用者の減により1,168万8,000円、合わせまして1,646万円の減額という中身でございます。

今回の歳入が減少した主な理由でございますが、平成23年1月から非常勤職員6名の退職、そしてまた3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴いまして、食材の確保あるいは燃料費の確保

が困難になったためによりまして、通所リハビリテーション事業を一時休止いたしました。そうしたことから今回の減額に至ったところでございます。

5 款の繰入金でございますが、1,516万円につきましては、収入の不足分につきまして一般会計から繰り入れたという内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第33、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議案となりました承認第8号についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお開き願います。

平成22年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、平成23年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,410万円を減額し、補正後を29億6,352万6,000円とするものであります。

第2条では地方債の変更をするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

2款1項1目公共下水道事業費につきまして、今冬の豪雪により工事発注の見通しができなかつたため3,410万円を減額するものでございます。同じく2目特定環境保全公共下水道事業単独費につきましては、財源の振りかえをするものでございます。

次に歳入をご説明いたしますので7ページをお開き願います。

1款2項1目公共下水道事業受益者負担金に220万円を増額しております。8款1項1目下水道債につきましては、公共下水道事業債から3,580万円、特定環境保全公共下水道事業債から50万円を減額しております。

次に3ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第34、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第9号についてご説明申し上げます。

議案書の65ページをお開き願います。

平成22年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、平成23年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、補正後の額を7億3,744万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の変更をするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

2款1項1目集落排水施設事業費につきましては、工事請負費及び補償費の精算によりまして単独事業費から230万円を減額するとともに、補助事業費の財源振りかえをしております。

次に歳入をご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

2款1項1目集落排水施設使用料に90万円を増額しております。8款1項1目集落排水施設整備事業債につきまして320万円を減額しております。

次に3ページをお開き願います。

3ページの地方債の補正につきましては、事業費の確定によりまして限度額を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第35、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第10号についてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお開き願います。

平成22年度横手市浄化槽市町村整備推進事業の特別会計補正予算（第3号）につきまして、平成23年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の財源振りかえによる補正をするものでございます。

第2条では地方債の変更をするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

2款1項1目浄化槽整備事業におきまして、財源の振りかえを行っております。

次に歳入をご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3款1項1目浄化槽整備事業費の国庫補助金の増額によりまして、1,432万6,000円を増額しております。また、4款1項1目一般会計繰入金につきましては112万6,000円を減額しております。7款1項1目下水道債では、特定地域の生活排水処理施設事業債から1,320万円を減額しております。

次に3ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、この事業費の確定によりまして限度額を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第36、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第11号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書は69ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会に報告いたしまして承認を求めようとするものでございます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条では、資本的収入の予定額を補正するものでございます。これは市立横手病院の増改築事業につきまして、他会計出資金及び企業債の額が確定したことによります補正でございます。他会計出資金を860万円減額し、企業債を10万円増額しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億9,810万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第3条では、市立横手病院の医療機器整備事業につきまして起債の限度額を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第37、承認第12号専決処分の承認を求めることを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、承認第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第12号についてご説明申し上げます。

議案書の71ページをごらんいただきたいと思っております。

平成22年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、平成23年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、水道補の1ページをお開き願います。

第2条ですが、資本的収入の予定額の補正でございます。第1款資本的収入の総額8億4,815万6,000円に4万3,000円を増額いたしまして、収入総額を8億4,819万9,000円に改めようとするものでございます。

第2項出資金140万円の減額は、事業費の確定によりまして一般会計からの出資金を減額するものでございます。

第3項の国庫補助金144万3,000円の増額は補助事業費の精算によるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億3,217万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を6億6,404万8,000円に改めて不足額を補てんするものでございます。

詳細につきましては、3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第12号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号は承認することに決定いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第38、議案第72号横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第72号横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年4月1日から施行されるため、市の条例の関係部分を改正しようとするものでございます。

内容でございますが、これまで非常勤職員については育児休業を取得することは認められておらなかったわけでございますが、今回の法改正によりまして、非常勤職員も育児休業法と条例に定める範囲内で育児休業や部分休業を行うことができるようになったものでございます。

74ページでございますが、第2条に3項を加えるというものでございまして、内容につきましては育児休業をすることができない職員、すなわち非常勤職員のうち、任用の状況に照らして育児休業をすることができない職員を条例で規定しようとするものでございます。

75ページの2条の2でございますが、これにつきましては非常勤職員の育児休業の期限を定めようとするものでございます。

77ページでございますが、第19条では部分休業をすることができない職員を規定いたしております。

78ページの第20条におきましては、部分休業の承認、すなわち取得可能時間を定めておりまして、内容でございますが、非常勤職員について定められた勤務時間の初め、または終わりにおいて30分を単位として行うこと、2つ目としましては、承認につきましては1日の勤務時間から6時間を減じた時間の範囲内、最長2時間で行うという規定でございます。

なお、附則におきましては、交付施行日を平成23年4月1日より適用するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第39、議案第73号平成23年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 議案書79ページの次のページの議案第73号になります。

ただいま議題となりました議案第73号平成23年度横手市一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,797万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を524億631万1,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正は農業の雪害対策事業、公共施設の雪害による補修事業、東日本大震災の被災者受け入れ経費や被災地支援事業などが主な内容でございます。

初めに歳出から説明いたしますので10ページをごらんください。

2款総務費1項6目財産管理費に財産管理経常分として500万円を計上しております。これは、4月の大震災の余震により被害を受けたY²（わいわい）ふらざ4階の天井等の修繕経費でございます。同じく9目地域局費の増田地域局管理費で西成瀬地域センター費として754万6,000円を計上しております。これは雪害による西成瀬地域センターの屋根等の修繕経費でございます。

3款民生費5項2目災害援護費で東日本大震災被災者援護事業として3,276万円を計上しております。これは大震災により被災された方々が、横手市内に宿泊された場合の宿泊経費などや、被災者の一時避難所の運営経費などについて補正するものでございます。

11ページをごらんください。

5款労働費1項1目労働諸費で緊急雇用対策事業として595万1,000円を計上しております。これは農業の雪害対策事業の事務補助員を緊急雇用創出臨時対策基金事業により雇用するための経費でございます。

6款農林水産業費1項3目農業振興費で果樹等雪害復旧対策事業として1億2,574万1,000円を計上しております。これは雪害により果樹の減収が見込まれる果樹農家の経営支援策として薬剤経費について支援するもので、10アール当たりの標準薬剤経費の4分の1を助成するものでございます。

12ページをごらんください。

上段同じく農業振興費で樹園地維持集積事業として800万円を計上しております。これは雪害による樹園地の廃園の防止や再生を目的とし、樹園地の集積を図るもので、受け手に10アール当たり最大で15万円、出し手に1万円を助成する事業費でございます。

7款商工費1項1目商工総務費で、商工総務経常分として636万5,000円を計上しております。これは雪害により倒壊した真人公園の資材倉庫の復旧事業費でございます。

8款土木費4項6目公園費で公園管理費として790万円を計上しております。これは雪害により破損した浅舞公園の太鼓橋、街灯などについての修繕経費でございます。

13ページをごらんください。

9款消防費1項5目災害対策費で東日本大震災被災地支援事業として1,649万5,000円を計上しております。これは被災地への職員の派遣経費や支援物資の購入費及び車両借り上げ料などの経費を補正するものでございます。

10款2項1目学校管理費で小学校管理費として205万円を計上しております。これは山内小学校の食堂が雪害により雨漏りとなっているため、それを修繕するための経費でございます。

14ページをごらんください。

同じく4項1目社会教育総務費で社会教育総務費経常分として325万9,000円を計上しております。これは雪害により破損した増田ふれあいプラザのクーリングタワーの修繕経費でございます。

同じく5項3目体育施設費で体育施設総務費として1,100万円を計上しております。これは雪害により破損した横手市武道館の屋根の修繕経費でございます。

次に歳入でございますが、前に戻りまして6ページをごらんください。

15款県支出金では595万1,000円を計上しております。これは緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金でございます。

17款の寄附金では472万7,000円を計上しております。これは災害支援事業寄附金が4件、ふるさと納税寄附金が1件で、いずれも横手市が直接取り組む震災支援事業への寄附金でございます。

20款諸収入では3,063万2,000円を計上しております。これは雪害にかかわる市有物件等災害共済会の共済金でございます。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金に1億9,666万9,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。22番寿松木議員。

○22番(寿松木孝議員) 1項6目の財産管理費の部分でちょっとお聞きします。

先日、私も東口の再開発事業の竣工式に出たのですが、Y²(わいわい)ぷらざというのは、今、市で持ち得る建物の中で一番新しい公共施設ではないかなというふうに私は認識してるんですが、そのものがこの震災で壊れて、しかも建ってからまだ、譲渡されてから何週間しかたたないものに500万円の修理費がかかるという、この状況がちょっといまいち理解できないのですが、その詳細についていま一度お聞かせ願います。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今現在、Y²(わいわい)ぷらざの4階部分について、見積もり等を精査している段階なんですけど、500万円すべてではございませんで、今想定しておりますのは大体200万円から300万円くらいなのかなというふうなことでございます。

以上です。

○石山米男 議長 22番寿松木議員。

○22番(寿松木孝議員) ちょっと真意が伝わらなかったのかなと思いますが、金額そのものよりも、今建てたばかりの一番新しい建物が震災により被災した、壊れたという形になっているわけですね。その部分について、普通は建物が建ってから市のほうに移管されるまでの部分を含めた補償とか、そういう部分の間の中で考えたときにどうなのかなということをお聞きしたいということです。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 4月7日の際に、我々も停電になって、その中で担当が調査して、当初は一部損壊ということで非常にびっくりしたわけですが、あとから、次の日現場に参りまして、現場の設計屋さんといろいろお話を伺いました。そうしたところ、鉄骨というようなことで、いわゆる4階の部分に揺れが伝わった。3月11日は東西の揺れであったと、そのときは影響なかったんですが、4月7日の時点では南北の揺れということで、4階の部分の北側の部分が40センチくらいずっとこう崩れたんですが、設計屋さんにお伺いしましたところ、それは設計どおりだと、予想したとおりだというふうなお話でございました。私もびっくりしたわけなんですけど、いずれ、もしそういうふうな、いわゆる強度を四隅に分散しておかないと、どうもその真ん中の部分が危ないということで、設計上は四隅のほうに、しかも周りの部分はほんとに崩れやすい材料で施工しておったということで、いずれ本体を守るためにある程度の力が加わった場合は隅の方、端のほうがそういうふうな衝撃を吸収して落ちるといふような設計であったということでございまして、私もびっくりしたんですが、いずれ予想したとおりの、設計したとおりのアクションが起きたというふうなことをお伺いしたところでございます。

以上です。

○石山米男 議長 22番。

○22番(寿松木孝議員) 何と言っていいかわからないのですが、震度5強あったのかもしれないですが、今一番新しい建物で建っている施設なんですよ。しかも普通市の公共施設ってそういう形のものになりますと、ほとんどがもし大きい災害があった場合は避難民が入る、市民が入る施設になるはずですよ。そのものが設計どおりとは言いながら、たかだか震度5強で一部分であっても崩れる、それを今補修して、また何かあったらまた崩れるわけですか。そういう施設を設計して認めてやってきていること自体、おかしくはないですかということをお聞きしているんですよ。誰が考えても常識的に考えておかしいと思います。それぐらいであれば、この横手庁舎なんか崩れてなきやいけないはずなんですよ。その部分だけがなっているということに対して、どういう設計で、どういう形のコンセプトで、それでおかつ今後維持していくのか、それだけでなく維持管理費たくさんかかる施設だというのはわかっているわけですから、そこら辺のことについていま一度お聞きします。

○石山米男 議長 議長から、すみませんが、この問題についてただいま総務部長に質問がされて、今いろいろお話し合いをしても、なかなか急には今出てこないと思うのです。ですから、今、中身がわかり

ましたから、建設なりそれなりの担当の職員にもうちょっと時間を貸していただいて、調べさせて報告させてもらえないですか。私からもお願いしたいです。

【発言する者なし】

○石山米男 議長 はい。では、そのようにさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。2番。

○2番（佐藤誠洋議員） 歳入の部分でちょっとお伺いしますけれども、今回の補正のほとんどが雪害、震災ということでありますけれども、今後、市の財産なりさまざまなものの雪害が明らかになるものと思います。さらには市道なども大変壊れておりますし、そういった補修がかかるとお伺いしますが、お聞きしたいのは、今回一般財源で手当てしておりますけれども、今後、国からの何か特交なり交付金なりで手当てできるものと見込んでおられるのか。もしそうであればどんどん事業を進めたほうがいいのではないかと思います。今後、市の公共財産につきまして国からの補助金なりがあるのかどうか、見込みをお伺いします。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 歳入でもございますけれども、家屋等の建物につきましては、市有物件の共済会のほうからほぼ10割に近い形で共済金がございますので、それで対応するというところでございます。ただ公園の構築物のようなものについては、共済会に保険加入はしておりませんので、その部分については一般財源からの持ち出しになります。ただ、この部分につきまして、こういう特殊な財政事情があったということで、23年度の特交等にはこういう雪害もあったので、そういう経費については特殊に認めてもらいたいというようなことは要望したいとは考えております。

以上でございます。

道路等につきましては、特別現在のところ、国交省からは凍上災等を適応するというような申し出等は現在のところないというようなことでございますので、やはり一般財源等の補修になるものというふうに考えております。

○石山米男 議長 ほかに。23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 今回の補正ですけれども、雪害に対する復旧事業の予算が大部分の内容になっておりますけれども、先般市のほうで雪害の状況を調査したというようなお話を伺いました。雪消えとともにかなりその状況が明らかになってきたと思いますので、まずその結果についてわかる点、内容をお知らせをお願いします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 雪害の状況でございますけれども、山の奥のほうにはまだ雪が60センチ、70センチ残ってございます。先週末の調べでございますけれども、その関係で、最終的な被害額等についてはまだ確定してございません。現在のところ、春前にご報告申し上げます17億4,000万円くらいの被害ということに対しましては、見込みと今現在違っているところは、特にリンゴにつきまして、

幼木の被害がそのとき以上の被害が出ているというのが、今のところの状況でございます。額についてはこれから確定させてから、また後からご説明申し上げたいと思います。

以上です。

○石山米男 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 被害の状況はまだ調査できていない部分もあるというふうなお話でしたけれども、建物とか、あるいは樹園地、果樹の被害が相当新聞等でも報道されております。そういった中で、今回もそうですけれども、果樹あるいはそれからパイプハウス等については、相当の補助といたしますか、援助が、助成があるわけですけれども、例えば畜舎、それから農舎といたしますか、そういった部分の雪害による被害も、目で見える範囲でも相当あるわけですけれども、さっきの調査の中で、実際問題、市のほうに被害状況を申告したという形の中で、その復旧については自己資本といたしますか、自力で復旧しなさいというふうな説明をもらったということが、ある市民から届けられました。特に畜舎については、建物そのものはかたいわけですけれども、いわゆる経営者にとってはそれが生産現場になるわけで、ハウスと同じような考え方もできるのではないかというふうな相談を受けましたけれども、その辺の考え方についてはどのようになっているのでしょうか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市のほうの補助といたしましては、あくまでも農業施設というような形のことで今現在限定させていただいております。建物等につきましては、普通の家屋と同じような扱いで、普段から管理に心がけていただくということが基本的な考え方ではないかと思っております。

以上です。

○石山米男 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 畜舎ということは農業関連の施設でないかというふうに思われますけれども、家屋あるいはそういった一般的なものとは考え方を異にするのではないかと思うのですけれども、いま一度お願いします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 建物という形では、農業施設、ハウスとかというものは建物ではなくて、雪が降ればそれをおろすというような仕掛けが初めからないものでございます。畜舎というものは初めから雪が降ることを想定して普段から維持管理をされているということが、普通の維持管理というような形で考えてございます。

以上です。

○石山米男 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） 今年のような特別な豪雪の中での被害だと思います。ハウスあるいは樹園地についても、普通は経営者がそれなりの努力をして守っているわけですけれども、特に今年の場合は、そういったことが行き届かなかった、あるいはやり切れなかったという中での被害であるわけですので、

畜舎についても同じような考え方ができるのではないかというふうに思いますけれども、どうも議論がかみ合わないような気がしますけど、いま一度お願いします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経営部長 畜舎等につきましては、当然農業施設というような位置づけでございますので、これからいろいろな形で検討をさせていただきたいと思います。

○石山米男 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 今の補正で、雪害対策というだけの補正に見受けられますけれども、地震による菌床シイタケの場合は棚から落下したというようなことで、ナイロンが破けると雑菌が入るというような、廃棄処分を相当しているという菌床の人たちもおるので、その辺のところの考え方はどのような考えをしておるのか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 菌床等の被害については、落下等されて大変に困っている状態ということまではお伺いしてございます。その被害調査もまだしてございませんので、これからいろいろな形で被害調査をさせていただいて、できるような対策があれば検討してまいりたいと思っております。

○石山米男 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 今、大体話を聞いて、被害調査をして対策等を考えていくというのは、何らかの形で県なり市単独でも、そういう方についての救済をするという方向で考えるのか、ただ考えて検討するだけなのか。大変な、やはり菌床は1回も取らないで落下しているという方がたくさんいるので、それを廃棄処分したということであれば相当な被害で、むしろ果樹等の被害以上だと思うんですよ、個人にしてみれば。その辺のところをもう少しきちっと対応するのならする、救済処置で考えるなら考える、ただ検討だけではできないので、その辺のところきっちりして、やはり雪害だけで、震災のその辺のところがないので、再度調査をして対策を考えてほしい。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 キノコの施設につきましては、県のほうの2分の1補助、それから市のほうの2分の1補助等でかさ上げをしながらずっと支援をしてきたというような形でございますので、今後そのような形のものでできれば、できるような形で検討してまいりたいと思います。

○石山米男 議長 14番。

○14番（堀田賢逸議員） 果樹の関係では、ボランティアがかなりの人数でやってもらって大変ありがとうございました。それから被害樹の枝の片付け方は現在進行中で大変ありがたいと思っています。それで、雪害相談の窓口一本化の件ですけれども、これはいつころから、現在始まっているのか、そこら辺ひとつお願いいたします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 窓口一本化の件でございますけれども、今現在はまだ始まってございません。

県の要綱等がまだはっきりしてません関係で延び延びとなつてございました。現在、果樹農家の方々は樹園地の整理、片付け等で大変お忙しいと伺つてございますので、それが一段落してから窓口一本化は開きまして、説明会等で相談に対応してまいりたいと思つてございます。

以上です。

○石山米男 議長 14番。

○14番(堀田賢逸議員) 樹園地の農道のロータリー除雪はどの程度進んでいるか、そこをひとつお願いします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 現在ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございませんけれども、後ほど調べましてご報告申し上げます。

○石山米男 議長 以上で質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成23年度横手市一般会計補正予算(第2号)は、30人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思つます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがつて、本補正予算は30人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員の30人を指名いたします。

常任委員会並びに一般会計予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 4時34分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により欠席しておりますので、副議長が議事を進行いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

◎会議時間の延長

○塩田勉 副議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の申し出について

○塩田勉 副議長 産業経済部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

産業経済部長。

○遠藤久志 産業経営部長 午前中の鈴木勝雄議員さんのご質問の中で、菌床キノコの地震による落下に対する答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思えます。

確認しましたところ、合併前、合併後を含めまして、菌床キノコそのものに対する補助があったことはございませんでした。また、施設等に対する支援につきましては、県の雪害対策事業の菌床キノコ施設に対する復旧補助2分の1と、市よりその2分の1ということで4分の1の補助でありまして、全体で4分の3の補助でありました。誤解を招くような答弁をいたしまして大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないように十分注意し、また十分調査した上で答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。大変申しわけございませんでした。

また、堀田議員様よりご質問のありました樹園地の除雪状況であります。増田地区では4月4日より除雪作業を行いまして、全体の計画延長13キロのうち残り500メートルが残っているということでございます。また、平鹿地区では3月の28日より作業を行いまして、30キロの計画すべて終了しているというような状況でございます。

以上ご報告申し上げます。

◎議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第40、議案第72号横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員長報告をいたします。

今臨時会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第72号について主な質疑と答弁を申し上げますと、制度の利用者実績はどうか、運用については今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、当局より、職員については平成21年度男性職員を含めて27人が取得している、非常勤職員に対しては制度について周知を図り、所属長にも周知しながら理解を求めていくとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第41、議案第73号平成23年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 一般会計予算特別委員長 今臨時議会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第73号について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受けたところ、厚生分科会と産業経済分科会及び建設分科会の分科会長報告は原案のとおり可決すべきものでありました。総務文教分科会では、採決は行わないこととしたとの報告がありました。

また、佐々木喜一委員ほか6名より本案に対しお手元に配付している修正案が提出されました。質疑には修正案に対する質疑があり、討論はなく、最初に修正案について起立採決の結果、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正議決した部分を除いた原案について起立採決を行い、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計予算特別委員長の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長報告、並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議案第73号平成23年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○塩田勉 副議長 日程第42、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○塩田勉 副議長 これで平成23年第3回横手市議会4月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 6時50分 閉会